

神戸市道路公社占用規程

(目的)

第1条 この規程は、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）に基づき、神戸市道路公社が管理する道路及び道路予定地（以下「道路」という。）の占用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(占用の許可)

第2条 道路占用等については、法令に定めるもののほか、神戸市道路占用規則（昭和46年神戸市規則第1号）の例による。

2 前項の規定のほか、荒田公園駐車場、三宮中央通り駐車場及び大倉山駐車場の施設に取り付ける広告看板類の占用については、次に掲げるところによる。

(1) 道路交通の安全及び道路の環境整備の観点が十分確保されていること。

(2) 次のいずれかに該当する広告物の占用は許可しない。

ア 公の秩序又は善良の風俗に反するもの。

イ 美観を害するもの。

ウ 公衆に対して不快の念を与えるもの。

エ その他不相当と認めるもの。

3 第1項の規定のほか、駐車場における自動販売機の占用については、次に掲げるところによる。

(1) 駐車場利用者等の利便の増進に供するものであること。

(2) 設置場所は地下の駐車場敷地内とし、地上部には設けることはできない。

(3) 車両及び歩行者の通行に支障がなく安全と認められる場所に設けること。

(4) 床面に固定する等、適切な転倒防止措置を講ずること。

(5) 駐車場の美化に関して、清掃等の適切な措置を講ずること。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、昭和49年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行前に神戸市長の許可を受けたものであって、許可期間が昭和49年11月1日以後にわたるものは、この部分についてこの規程によって許可をうけたものとみなす。ただし、この場合の占用料については従前の額による。

附 則

この規程は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年3月28日から施行する。